

■TSUTAYA フランチャイズチェーンレンタル利用規約

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

2012年12月1日改訂版

本規約は、「T 会員規約」に同意し会員証として T カードの発行を受けた方が、TSUTAYA フランチャイズチェーン加盟店舗（以下、TSUTAYA 店舗という）によるレンタルサービスを利用するにあたり、遵守いただく事項を定めるものです。本規約は、TSUTAYA 店舗の本部であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社をご提供するものです。

第1条 （レンタル利用登録・レンタル利用登録者について）

1. レンタル利用登録者とは、本規約に同意の上、レンタル利用登録の申し込みを行い、申し込みを受け付けた TSUTAYA 店舗が当該申し込みを承諾してレンタル利用登録を行った個人をいいます。なお、本規約の全部又は一部に同意いただけない場合には、レンタル利用登録はできません。
2. レンタル利用登録資格を有する方は、次のすべての条件を満たした方に限ります。
 - ・「お客様登録申込書」に、お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所・その他所定の事項をご記入いただいた方。但し、12歳以下の方からの申し込みの場合は、「お客様登録申込書」のご記入に加え、保護者の方の同意（保護者同意書）が必要です。
 - ・TSUTAYA 店舗が指定する「本人確認書類（ご本人であること及び現住所が確認できる書類）」等をご提示いただき、かつ、当該「本人確認書類」等の番号（健康保険証番号、運転免許証番号等）を TSUTAYA 店舗が記録することに同意いただいた方。
3. レンタル利用登録の有効期間は、利用登録日より1年間です。但し、継続してレンタル利用登録を希望される場合には、有効期間満了日の前月1日より再度レンタル利用登録が可能です。なお、レンタル利用登録の手続きには、前項で定める条件の他、TSUTAYA 店舗所定のレンタル利用登録料・年会費等が別途必要となります。
4. レンタルサービスは、レンタル利用登録を行い会員証にご署名いただいたご本人のみにそのご利用を認めるもので、会員証を第三者に貸与又は譲渡して利用することはできません。ご親族等であっても共用することはできません。なお、本規約の定めるところによりレンタル利用登録を解除された場合、その他 TSUTAYA 店舗が必要と判断した場合には、レンタルサービスを停止させていただくこととなります。
5. 「お客様登録申込書」に記載された「お名前・連絡先としての電話番号・現住所」に変更が生じた場合は、必ず TSUTAYA 店舗まで速やかにお申し出ください。
6. 会員証を紛失・盗難された場合は、速やかにお近くの TSUTAYA 店舗までお申し出ください。お申し出なくそのまま放置されたために盗用された場合は、レンタル利用登録者

のご負担及び責任となります。改めてレンタル利用登録を希望される場合には、本規約第1条第2項で定める条件の他、TSUTAYA 店舗所定のレンタル利用登録料・年会費等が別途必要となります。

7. 天災地変、通信回線障害等の不可抗力により、レンタル利用登録者に事前に通知することなく、一時的にレンタルサービスその他レンタル利用登録者が受けることのできる所定のサービスの提供を中止させていただく場合がございます。

第2条 (レンタルサービスについて)

1. レンタル利用登録店以外の TSUTAYA 店舗でもご利用いただけます。但し、レンタル利用登録の新規登録の場合には、登録日より14日間は、レンタル利用登録店以外の TSUTAYA 店舗ではご利用いただけません。
2. 会員証のご提示がない場合、レンタルサービスのご利用、その他レンタル利用登録者が受けることのできる所定のサービスを受けることはできませんので、ご注意ください。また、レンタル利用登録者の年齢によっては貸し出しできないレンタル商品がございます。
3. レンタルされた商品のご返却は、商品貸出店舗においてのみ受付となります。万一、誤って商品貸出店舗以外にご返却された場合は、誤ってご返却された店舗へ再度ご来店の上、レンタルされた商品をお引き取りいただき、商品貸出店舗にご返却いただくこととなります。なお、この返却に要した費用は全てレンタル利用登録者の負担となりますので、ご注意ください。
4. お支払いいただいたレンタル利用登録料、年会費、再発行料、レンタル料金、追加料金等のご返金はできません。
5. 万一、レンタルされた商品自体を紛失された場合には、通常の販売商品の価格にレンタル用著作権料が上乘せされたレンタル用商品のメーカー設定価格（通常の販売価格より高額になる場合がございますのでご了承ください。）をお支払いいただきます。
6. 歌詞カード、ライナーノート及びチャプターシート等の付属品は、レンタルされた商品と共にレンタル利用登録者にお貸しするものですので、必ず一緒に商品貸出店舗へご返却ください。これらの付属品とレンタルされた商品とをご一緒にご返却されませんと、レンタルされた商品自体のご返却としての処理を行うことができません。万一、付属品を紛失された場合には、レンタルされた商品自体をレンタル用商品としてのメーカー設定価格にてお買い取りいただきます。
7. 貸出袋、備品等は、レンタルされた商品と共にレンタル利用登録者にお貸しするものですので、必ず一緒に商品貸出店舗へご返却ください。これらの貸出袋、備品等につきましても、レンタルされた商品とご一緒にご返却されませんと、レンタルされた商品自体のご返却としての処理を行うことができません。万一、貸出袋、備品等を紛失された場合には、貸出袋、備品等の実費相当額にてお買い取りいただきます。また、レンタル

された商品ご返却の際に貸出袋に入っていたレンタル商品以外の物につきましては、商品貸出店舗は責任を負いかねます。

8. レンタルされた商品を返却予定日より早くご返却されても、差額のご返金はいたしません。
9. TSUTAYA 店舗においてレンタルされたビデオテープ・CD・DVD・書籍等のソフトに次のような事故が発生した場合に限り、ご通知いただければ、貸出店舗にてその商品代金分の損害を填補させていただきます。
 - (1) 破損
 - (2) 盗難・窃盗（※速やかに最寄の警察署へ盗難届出書をご提出ください。）
 - (3) 火災・水害による被害
 - (4) 画像不良・音声不良
 - (5) ビデオのテープ切れ

但し、レンタルされたプレイヤー等ハード機器につきましては保障対象外ですので、上記事故が生じた場合の損害（修理代金または市価等）は、お客様にてご負担いただきます。また、ソフトにつきましてもレンタル開始日から50日を超えて事故のご通知をされた場合、悪質な行為と判断される場合及び紛失・置き引き・置き忘れ等による事故の場合は、レンタル用商品としてのメーカー設定価格にてお買い取りいただくこととなります。

10. レンタルされた商品に破損等がございましたら、可能な限りレンタルされた商品と同一の商品とを無料で交換させていただきますが、万一、レンタルされた商品と同一の商品による交換ができない場合は、同等の商品を無料で交換させていただきます。なお、録音・録画の不具合（例：CD-R等）に関する責任は負いかねます。
11. レンタルされた商品は、著作権法で保護されていますので、家庭内等での個人利用に限ります。
12. 再生機の不良もしくは機能等の制限により、レンタルされた商品が正常に再生できなかった場合でも、責任を負いかねます。

第3条 （レンタル商品の返却遅延について）

1. 返却予定日経過後にレンタルされた商品をご返却いただいた場合は、商品貸出店舗所定の追加料金をいただきます。
 - ・商品貸出店舗以外の店舗に返却予定日までにレンタルされた商品をご返却されても、当該商品につきましてご返却としての処理を行うことができません。商品貸出店舗へのご返却が返却予定日を過ぎた場合は、当該商品をご返却されるまでの追加料金をいただきます。
2. 返却予定日を経過してもレンタルされた商品のご返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認のご連絡をさせていただく場合がございます。なお、ご連絡をしないこ

とにより追加料金が発生した場合でも、責任を負いかねます。

3. 返却予定日より4週間以上経過してもレンタルされた商品のご返却がなく、且つ追加料金のお支払いがない場合は、商品保全等のための相応の法的措置等を執らせていただく場合がございます。

第4条 (レンタル利用登録の停止・解除について)

1. レンタル利用登録の停止を希望される場合は、会員証をTSUTAYA店舗にご持参の上、その旨お申し出いただくか、TSUTAYAコンタクトセンターまでご連絡ください。停止後、レンタルサービスの再開を希望される場合は、本人確認書類をご持参のうえ、停止をお申し出いただいたTSUTAYA店舗にご来店いただくか、TSUTAYAコンタクトセンターまでご連絡ください。レンタル利用登録の解除を希望される場合は、TSUTAYAコンタクトセンターにお申し出いただくか、所定の「届出書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。「届出書」の提出方法の詳細については、<http://www.ccc.co.jp>のインターネットアドレスにアクセスしていただくか、TSUTAYAコンタクトセンターまでお問い合わせください。なお、レンタル利用登録を解除されますと、同時に会員証としてもご利用いただけなくなり、それまでに貯められたポイントも失効してしまいますので、ご注意ください。
2. TSUTAYA店舗及び商品貸出店舗においてレンタル利用登録者が以下のいずれかに該当する場合、レンタル利用登録を停止又は解除させていただく場合がございます。また、この場合、TSUTAYA店舗での新規Tカード発行及びレンタル利用登録ができなくなる場合がございます。なお、レンタル利用登録を解除されますと、同時に会員証としてもご利用いただけなくなり、それまでに貯められたポイントも失効します。
 - ・「お客様登録申込書」に記載された「お名前、連絡先としての電話番号、現住所」のいずれかの事項に虚偽の記載があった場合。
 - ・「お客様登録申込書」に記載された「お名前、連絡先としての電話番号、現住所」のいずれかの事項に変更があったにもかかわらず、所定の届出がなかった場合。
 - ・会員証を第三者に譲渡・貸与した場合及びレンタルされた商品を転貸（又貸し）した場合。
 - ・会員証の紛失・盗難の届出がないため、商品貸出店舗が損害を受けた場合。
 - ・10日以上返却遅延を3回された場合。
 - ・1回目の返却遅延であっても、商品貸出店舗からの3回以上の返却要請に対してレンタルされた商品の返却がない場合。
 - ・レンタルされた商品の返却予定日経過後、2週間以上連絡がない又は連絡不能な場合。
 - ・誤って商品貸出店舗以外にレンタルされた商品を返却され、度重なる回収要請にもかかわらず商品貸出店舗へのレンタルされた商品の返却がない場合。

- ・ TSUTAYA 店舗所定のレンタル利用登録料、年会費、再発行料、レンタル料金、追加料金等につき未払額が存在する場合。
 - ・ 未成年のレンタル利用登録者の保護者から会員証の利用停止の要請があった場合。
 - ・ 本規約の各条項、T 会員規約及びその他のサービス規約のいずれかに違反した場合。
 - ・ その他、TSUTAYA 店舗又はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社がレンタル利用登録者として不適切と判断した場合。
3. 会員証の利用を停止した場合、会員証が失効した場合、レンタル利用登録が停止又は解除された場合、このような措置を行った TSUTAYA 店舗又はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が当該会員証の利用再開又はレンタル利用登録を認めない限り、T 会員は TSUTAYA 店舗又はポイントプログラム参加企業においてポイントサービス及びレンタルサービスを利用することができません。

第5条 （レンタル利用登録者の個人情報のお取扱いについて）

1. カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の連結対象会社及び持分法適用会社、並びに TSUTAYA 店舗は、「お客様登録申込書」に記載された事項（お名前・性別・生年月日・連絡先としての電話番号・現住所・メールアドレス、その他所定の事項）、TSUTAYA 店舗及びポイントプログラム参加企業にて会員証を提示し、レンタル及び購買された履歴等の個人情報（以下「レンタル利用登録者の個人情報」といいます。）を、必要な保護措置を講じた上で取得し、下記各目的のために共同して利用させていただきます。なお、当社の連結対象会社及び持分法適用会社は、当社による他企業の合併・買収、その他の事由により変動する場合があります。最新の情報は随時 <http://www.ccc.co.jp> にてご覧いただけます。

利用目的

- ・ビデオ、DVD、CD、書籍、ゲームソフトなどの各種エンターテインメントソフト等の商品管理
- ・上記商品管理に必要となる会員情報管理

共同利用者の範囲

- ・カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の連結対象会社及び持分法適用会社
- ・TSUTAYA 店舗

共同して利用される会員の個人情報の項目

- ・「お客様登録申込書」記載事項（本規約第1条第5項に基づく変更の申出の内容を含みます。）
- ・TSUTAYA 店舗におけるレンタル及び購買の履歴

- ・会員証の利用停止状況その他本規約第4条第2項に記載する事項
- ・T会員規約第3条に関する事項

上記利用目的のための共同利用に関し、個人データの管理について責任を有する事業者は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社とします。

なお、レンタル利用登録者がT会員規約第4条第3項(4)の利用目的に基づく商品情報やサービス情報の提供その他の営業案内又は情報提供を受けることを希望しない場合には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対し、本規約第5条第2項記載の「届出書」の所定欄に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

2. レンタル利用登録者が自己の個人情報について、個人情報保護法又はその関連法令に基づく利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は第三者への情報提供の停止(以下「開示等の求め」といいます。)を求める場合は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対し、所定の「届出書」の所定欄に必要事項をご記入の上、ご提出いただく必要がございます。なお、「届出書」のご提出に係る費用は、レンタル利用登録者のご負担となること、「届出書」をご提出いただいてからご請求に係る措置を完了するまでには相当の範囲でお時間及び費用をいただく場合がございます。開示等の求めに関する受付方法の詳細は、<http://www.ccc.co.jp>のインターネットアドレスにアクセスしていただくか、TSUTAYA コンタクトセンターまでお問い合わせください。

第6条 (その他)

1. 会員とTSUTAYA フランチャイズチェーン加盟店を含むポイントプログラム参加企業のいずれかの企業との間で、本規約に関する訴訟の必要が生じた場合、訴額により、当該企業の本社・支社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. レンタルサービスのご利用条件につきましては、TSUTAYA 店舗毎に異なる場合がございます。詳しくは、ご利用になるTSUTAYA 店舗のスタッフまでお問い合わせください。また、レンタルサービスの内容につきましては、事前の予告なく変更される場合がございます。変更後のレンタル利用登録者のご利用を以って、変更後のレンタルサービスのご利用条件にご同意いただいたものとさせていただきます。
3. 一部店舗では、レンタルサービスをご利用いただけない場合がございます。
4. 当社は、1日以上予告期間において当社ホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知することにより、いつでも本規約の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約の内容が適用されるものいたします。なお、最新の規約につきましては、<http://www.ccc.co.jp>のインターネットアドレスにアクセスしていただくか、下記TSUTAYA コンタクトセンター又はご利用になるTSUTAYA 店舗のス

スタッフまでお問い合わせください。

5. 以上に関し、何かご不明な点がございましたら、下記 TSUTAYA コンタクトセンター又はご利用になる店舗のスタッフまでお問い合わせください。

なお、本規約と異なる内容の規約が適用される一部店舗がございます。詳細につきましては、お手数ですがご利用の TSUTAYA 店舗所定の会員規約・利用規約をご覧ください。

お客様お問合せ先 TSUTAYA コンタクトセンター

電話番号 0570-001755 受付時間 10:00~19:00 (年中無休)